

大台ヶ原におけるガイドのありかた

1. これまでの検討の経緯

大台ヶ原におけるガイド関連の検討については、これまでに、大台ヶ原自然再生検討会及び西大台地区利用適正化計画検討協議会による議論を経て、大台ヶ原自然再生推進計画及び西大台地区利用適正化計画（案）に以下のとおり位置づけられている。

(1) 大台ヶ原自然再生推進計画

参考：大台ヶ原自然再生推進計画におけるガイドに関連する記述

3. 新しい利用のあり方推進計画

(3) 計画内容

- 3) 総合的な利用メニューの充実—特に利用の質の改善のための条件整備—
エ. 自然解説・自然体験プログラムの充実

マイカー規制や利用調整地区の導入検討と並行して、ガイドツアー等の自然解説・自然体験プログラムを充実し、質の高い自然体験・環境教育を提供する。これに伴い、ガイドの資質向上、地域人材の発掘・育成を図る。

出典：大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）

(2) 西大台地区利用適正化計画（案）

参考：西大台地区利用適正化計画（案）におけるガイドに関連する記述

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関において協議していく。

出典：吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）

（平成 18 年 7 月 26 日 第 4 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会）

(3) 第 1 回ガイド制度等検討WG

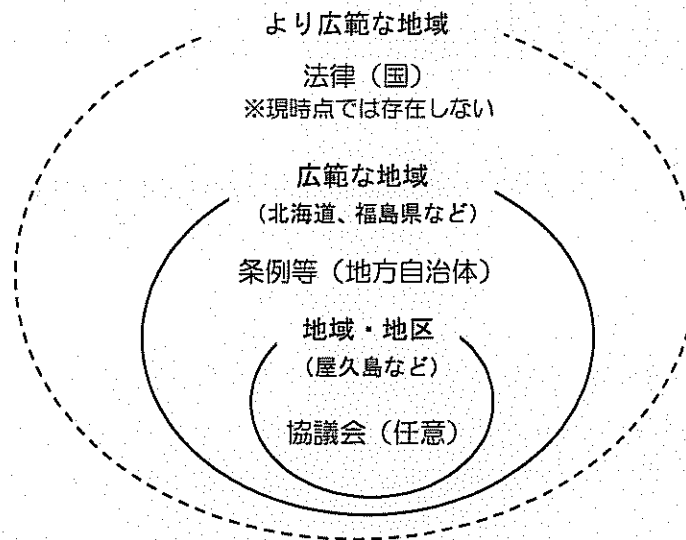
上記に加え、第 1 回ガイド制度等検討 WG（12/18）においては、今後、条例等による大峯などの周辺地域を含めたガイド制度の確立の必要性について意見が出された。

2. 大台ヶ原におけるガイド制度に係る仕組み

(1) ガイド制度に係る仕組み

現在、地方自治体や協議会等による多くのガイド制度が確立されているが、その制度が対象とする空間的範囲は、その制度を担保する仕組みにより様々である。

制度の対象範囲と担保する仕組みを整理すると、以下のとおりとなる。



図－1 ガイド制度の対象範囲と担保する仕組み（イメージ）

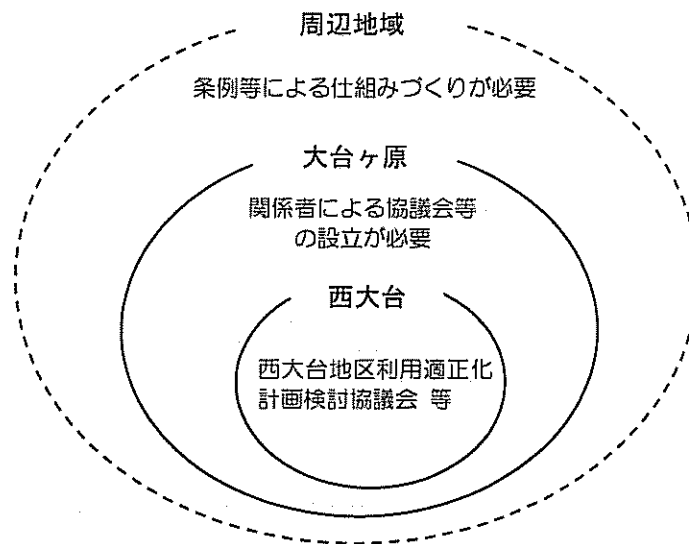
(2) 大台ヶ原におけるガイド制度に係る仕組みの現状

現在、大台ヶ原及びその周辺地域においては、ガイド制度に係る条例等は制定されていない。そのため、大台ヶ原自然再生推進計画において、中長期的な取り組みとして、ガイド制度の確立に関する記述が盛り込まれており、今後、関係行政機関、関係団体、観光関連事業者等による協議会等の設立が必要である。

一方で、昨年12月には、西大台地区において、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、質の高い自然体験の場を提供するため、自然公園法に基づき「西大台利用調整地区」が指定されたところである。

西大台利用調整地区における利用の適正化を図るにあたっては、その運用等を定めた西大台地区利用適正化計画を策定する必要があり、計画案の策定やその他の必要事項について検討するため、利用適正化計画の実施に務めようとする関係者により協議会が設置されている。

西大台地区利用適正化計画（案）におけるガイド制度に係る内容としては、西大台における利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い自然体験を提供する観点から、大台ヶ原の自然等を熟知したガイドの同行を推奨するとし、そのための仕組みづくりと人材育成が当面の課題となっている。



図ー２ 大台ヶ原におけるガイド制度の対象範囲と担保する仕組み（イメージ）

3. 大台ヶ原におけるガイド制度の目標

これまでの検討経緯及び大台ヶ原におけるガイド制度に係る仕組みを踏まえ、大台ヶ原におけるガイド制度の目標を以下のとおり設定する。

大台ヶ原において、ガイドの育成・資質向上等を図ることにより、ガイドツアー等の自然体験プログラムの充実を図り、利用者に十分な情報と、安全かつ質の高い自然体験・環境学習を提供することを目標とする。

当面は、西大台利用調整地区におけるガイド制度を確立することを目標とする。

将来的に、周辺地域における新たな施策展開の契機となることも期待し、ガイド推奨の仕組み確立等の技術の蓄積に努める。

4. 大台ヶ原におけるガイド制度の基本的考え方

大台ヶ原におけるガイド制度の目標を踏まえ、基本的考え方を以下のとおり整理する。

- ①大台ヶ原自然再生推進計画及び西大台地区利用適正化計画の実現に寄与すること
- ②大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みを確立すること
- ③当面は、西大台利用調整地区におけるガイド制度を確立すること
- ④利用者に十分な情報と、安全で質の高い自然体験・環境教育を提供すること
- ⑤多様な利用者のニーズに応えるよう、ガイドの育成・資質向上を図ること
- ⑥大台ヶ原の自然環境が保全されるとともに、地域が活性化することにより、持続的な利用を図ること
- ⑦大台ヶ原における取り組みが、大峯など周辺地域における新たな施策展開の契機となること

5. 大台ヶ原におけるガイドの位置づけ

山岳地の国立公園である大台ヶ原で活動するガイドは、次の知識や技術等を有することが求められる。

また、知識や技術等は最低限備えるべきものとし、参加者の満足度に気を配る基本的な「もてなし」の心、ガイドとしての思慮深さをも有することが望ましい。

- ① 自然環境及び安全管理等に関する知識・技術を有するもの
- ② 大台ヶ原固有の自然、文化及び歴史に関する知見を有するもの
- ③ 大台ヶ原における自然再生の取り組みに関する知識を有するもの
- ④ 保有する知識等をわかりやすく利用者に伝え、自然を保護する心を育てることができるもの
- ⑤ 利用者の安全性を確保することができるもの
- ⑥ 参加者の満足度に気を配る基本的な「もてなし」の心、ガイドとしての思慮深さを有するもの

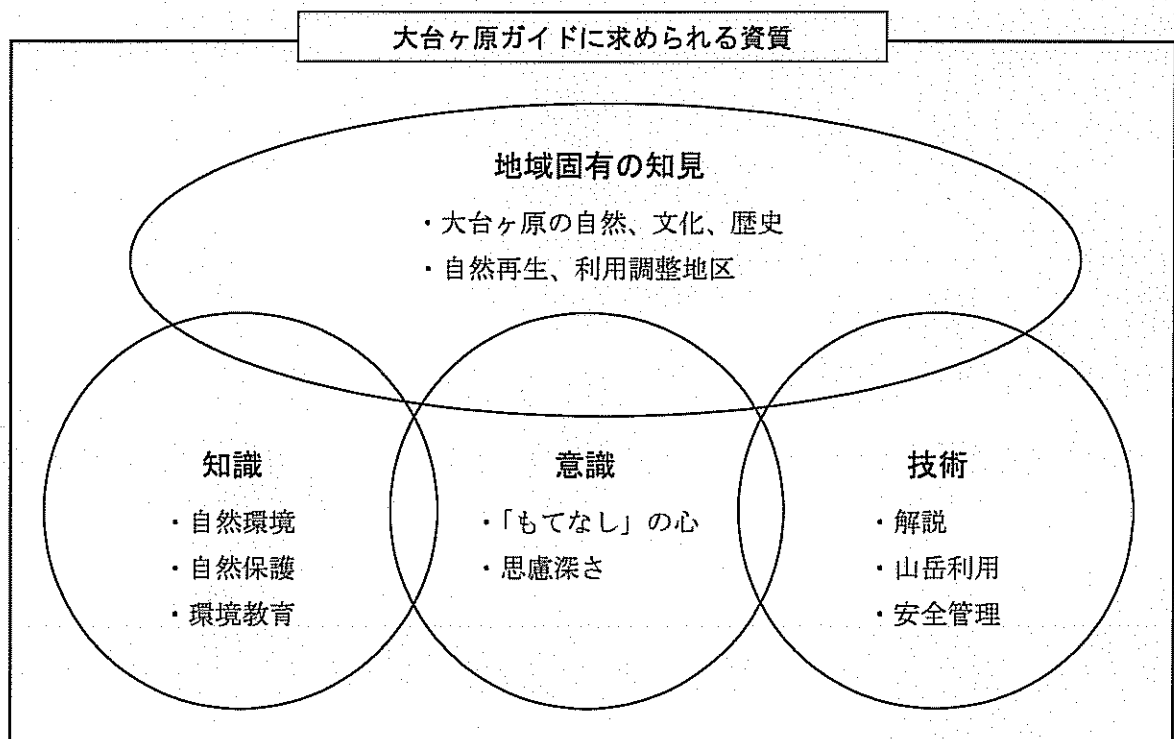


図-3 大台ヶ原ガイドに求められる資質